

[事案 2023-377] 新契約無効請求

・令和6年12月27日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年1月に契約した医療保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1)自分は、掛け捨ての保険が嫌いなので、今まで掛け捨てのがん保険以外は加入しない主義であった。これは、募集人に伝えている。
- (2)契約の際、本契約が掛け捨ての保険であるとの説明はなかった。掛け捨ての保険と説明されていれば加入しなかった。
- (3)令和5年3月、担当者が変わり、新担当者から掛け捨てであることを指摘され、すぐ解約した。
- (4)1年に1度の保険についての面接の際も、本契約が掛け捨てであるという話は一言もなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人より、「掛け捨ての保険が嫌い」等の話は一度もなかった。
- (2)募集人は、申立人がすでに加入していた他社の医療保険を継続するように提案したが、申立人が保険未加入の際に金銭的な面で苦勞した経験から保険の必要性を強く感じ、将来の病気やケガに備えるために、当社の医療保険にも加入したいとの強い意向を示したため、本契約の申込みに至った。
- (3)申立人は、約10件の他社保険に加入しており、その中には「医療保険」や「定期保険特約付終身保険」が複数含まれており、「私は、掛け捨ての保険が嫌いなので、今まで掛け捨てのがん保険以外は加入しない主義であった」との主張と相反する。
- (4)募集人は、本契約締結後の令和2年1月から令和5年12月末までの間に合計10回訪問し、本契約は保険料払込満了後まで解約返戻金がない旨を複数回説明したものの、申立人から質問はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。